

JAL 企業年金カットが強行され、三菱東京 UFJ 銀行では据置利率・給付利率が変動制に改悪されました。また今回の東日本大震災で、東京電力や被災企業などでの受給者減額がうわさされています。

最近の企業年金の動向について、今後の課題や問題点を含めて寄稿していただきましたのでご紹介します。

企業年金の受給権保護と支払保証制度の実現を！

「企業年金の受給権を守る連絡会」が支援を続けてきた早稲田大学年金裁判において、3月4日最高裁決定がありました。決定の内容は「上告棄却、上告受理申し立てを受理しない」というものでした。

早稲田大学年金受給者150余名は、大学の年金給付額の一方的削減に反対し、その無効を訴えて04年7月に提訴しました。

東京地裁では、原告受給者が勝訴しましたが大学側が控訴し、東京高裁では受給者を逆転敗訴としました。これに対し受給者は生存権、財産権保障の憲法を真っ向から否定するものであるとして最高裁に上告、上告受理申し立てを行っていたものです。

2005年1月「企業年金連絡会」結成以来、いくつかの企業年金裁判を支援してきましたが、この間、TBS東京放送では勝利和解をかちとり、NTTは受給者減額を認めさせない勝利をえました。一方、松下福祉年金、りそな企業年金と今回の早稲田大学においては、最高裁が具体的な判断も示さず、もみじ銀行退職慰労年金受給者勝訴の判例にも違反していることの説明もなく、司法の番人であるべき最高裁判所が憲法を無視するような決定を下したことに強い憤りを感じ、厳しく抗議するものです。

最近の報道（格付投資情報センター）によると10年度の企業年金運用利回りはマイナス0.6%と運用環境が厳しいもとで、この度の大震災により、多くの企業がいっそう経営を悪化させています。

「企業年金」(企業年金連合会発行月刊誌)4月号では「確定給付型企業年金における受給権保護のあり方」という特集で「昨年、JAL企業年金の減額が話題になり社会的にも給付減額に対して関心が高まっているなかで、NTT訴訟において最高裁が上告棄却したため、企業年金関係者にとっては、受給権についてあらためて考えさせられる機会となった。」として三名の大学教授、助教授が受給者減額の際の法律的問題点、注意点などのインタビュー記事や論文を掲載しております。

このようなもとで、法政大学では受給者減額が強行されたため、近日中に提訴の予定です。また、三菱東京UFJ銀行では現役加入者の退職年金制度見直しが提案され据置利率・給付利率が変動金利制に改悪されました。

その他の企業でもいくつかの企業で制度の見直しがうわさされており、受給者減額が一層心配されます。

企業年金連絡会では、4月17日参加団体を中心に50名近くの参加で、「企業年金受給権の法理と裁判」というテーマでシンポジウムを開催しました。「早稲田大学企業年金裁判」の著者佐藤昭夫名誉教授の報告をもとに、三名のコメンテータの意見発表やフロアからの発言などで、3時間でも時間不足でしたが、参加者一同企業年金受給権の法理に確信を強めました。

企業年金連絡会では、以前から企業年金の受給権保護と支払保証制度の法制化を要求して、厚労省、各政党に要請活動を続けてきましたが、最近の司法判断の結果や受給者減額の動向のもとで、企業年金の受給権保護と支払保証制度の法制化実現の運動を強めることが一層重要になっています。とくに、支払保証制度については、2001年の確定給付企業年金法の審議において、衆参両院の厚生労働委員会で引き続き検討することが付帯決議されています。既に10年経過しています、早急に制度を実現させるべく運動を強めましょう。

(企業年金の受給権を守る連絡会 代表世話人 社会保険労務士 夏野弘司)

企業年金の受給権を守る連絡会

(問合せ) 事務局・(木村) Tel/Fax 03-3902-2189 Eメール kimura-f@ma.kitanet.ne.jp